

令和 7 年 秋の全国交通安全運動

北区実施要領

運動期間 9月21日(日)～9月30日(火)

スローガン

たくさんの 笑顔が走る 首都東京

運動の目的

交通安全運動をきっかけに、区民一人ひとりが交通安全に関心を持ち、交通ルールへの遵守と正しい交通マナーを実践するほか、地域における道路交通環境の改善に向けた取組に参加するなど、みんなの力で悲惨な交通事故を防止していくことを目的としています

運動の重点

1. 歩行者の安全な道路横断方法等の実践と反射材用品や明るい目立つ色の衣服等の着用促進
2. ながらスマホや飲酒運転等の根絶と夕暮れ時の早めのライト点灯やハイビームの活用促進
3. 自転車・特定小型原動機付自転車の交通ルールの理解・遵守の徹底とヘルメットの着用促進
4. 二輪車の交通事故防止

※ 詳しくは別紙リーフレットをご覧ください

自転車安全利用五則

- 1 車道が原則、左側を通行 歩道は例外、歩行者を優先
- 2 交差点では信号と一時停止を守って、安全確認
- 3 夜間はライトを点灯
- 4 飲酒運転は禁止
- 5 ヘルメットを着用 ※損害賠償保険の加入が義務付けられています

・自転車の安全利用

・北区自転車用ヘルメット補助
(9月30日(火)終了)

・北区自転車点検整備
付帯保険費用補助



区内警察署の活動予定

○滝野川警察署

行事：高齢者・自転車交通安全キャンペーン

概要：交通安全チラシ、グッズを配布しながら交通安全意識の高揚を図ります

日時：9月30日(火) 場所：JR 板橋駅東口

○王子警察署

行事：二輪車ストップ

概要：二輪車の運転者に対し、安全装備の装着を促し、適切な装束を指導します

日時：9月30日(火) 場所：溝田橋交差点(明治通り)

○赤羽警察署

行事：交通事故死ゼロキャンペーン

概要：自転車の安全通行のポイントの啓発、短時間の安全教室の実施、反射材グッズの配布などをおこないます

日時：9月30日(火) 場所：JR 赤羽駅

令和 7 年 9 月発行 刊行物登録番号 7-2-076
東京都北区土木部交通事業担当課
〒114-8508 東京都北区王子本町 1-15-22
電話 03-3908-9216 FAX 03-3908-8336

北区、関係機関・団体の推進事項

北 区

- 積極的な広報啓発活動と情報提供及び各種交通安全資機材を活用した参加・体験・実践型の交通安全教育の推進
- 反射材の視認効果や使用方法の周知及び自発的な着用の促進
- 歩行中児童の交通事故の特徴や高齢歩行者の死亡事故の特徴等を踏まえた交通安全教育等の実施
- 歩行者自身の安全を守るための交通ルール（横断歩道通行、横断禁止場所の横断禁止等）遵守の呼び掛けの強化
- 高齢運転者に対する加齢等に伴う身体機能の変化が及ぼす影響等に関する安全教育・広報啓発
- 先進安全自動車の普及啓発による交通事故防止及び免許返納者への各種支援策の紹介等を通じた自主返納の促進
- 通学路等、子供が日常的に集団で移動する経路等における見守り活動等の推進
- 横断歩道設置場所における減速義務・歩行者優先義務等の遵守に関する広報徹底
- いわゆる「ながらスマホ」の罰則強化および「あおり運転」の禁止に関する広報推進による危険運転の防止
- 「自転車安全利用五則」を活用した交通ルール・マナーの周知徹底
- 自転車の利用によって生じた損害を賠償するための保険・共済への加入義務化に関する周知強化
- 薄暮帯における前照灯の早期点灯、「トワイライト・オン運動」の推進
- 二輪車乗車時におけるヘルメットの確実な着装とプロテクターの着用促進に向けた周知強化
- 特定小型原動機付自転車（電動キックボード等）利用者及び事業者に対する交通ルールの周知強化
- すべての自転車利用者に対するヘルメット着用の促進

北区教育委員会

- 歩行中児童の交通事故の特徴（飛び出しによる死亡・重傷者が多いなど）等を踏まえた交通安全教育等の実施
- 各教育機関、PTA等への協力要請と緊密な連携による通学路の安全点検及び街頭指導活動の徹底
- 各種広報媒体を活用した保護者への広報・啓発活動の推進
- 安全に道路を通行することに関する日常生活における保護者から児童に対する安全教育の推進
- 通学路等、子供が日常的に集団で移動する経路等における見守り活動等の推進
- 中学・高校生等の自転車利用者に対するヘルメット着用の促進

滝野川・王子・赤羽警察署

- 交通安全教育及び広報啓発活動の推進
- 交通街頭活動及び交通違反者の指導取締りの徹底
- 自治体等関係機関・団体との連携の強化
- 住民を主体とした交通安全総点検等による危険個所の把握と解消

滝野川・王子・赤羽交通安全協会

- 警察署等関係機関との連携による地域実態に応じた街頭指導及び各種行事の開催による交通安全活動の推進
- 各種広報媒体を活用した「交通安全運動」「交通安全日」の積極的な広報活動
- 歩行者自身の安全を守るための交通ルール（横断歩道通行、横断禁止場所の横断禁止等）遵守の呼び掛けの強化
- 通学路等、子供が日常的に集団で移動する経路等における見守り活動等の推進
- 全ての座席におけるシートベルトとチャイルドシート着用を徹底させるための指導・広報の強化
- 薄暮帯における前照灯の早期点灯、「トワイライト・オン運動」の推進
- 「自転車安全利用五則」を活用した交通ルール・マナーの周知徹底
- すべての自転車利用者に対するヘルメット着用の促進

道路管理者

- 交通事故多発路線の把握と安全対策の推進
- 道路パトロールによる交通安全施設の点検及び道路交通環境の整備
- 道路情報板等を利用した周知
- 各種交通安全活動の推進と関連行事への積極的な参加
- 住民を主体とした交通安全総点検による危険個所の把握と解消
- 自転車通行空間が整備された箇所における通行ルールの周知

その他の実施期間・団体

- 交通事故多発路線の把握と事故防止対策の推進
- 安全運転の励行及び飲酒運転根絶のための点呼を始めとした運転者管理の徹底
- 歩行中児童の交通事故の特徴や高齢歩行者の死亡事故の特徴等を踏まえた交通安全教育等の実施
- 職員への周知徹底と広報誌(紙)等による広報・啓発活動の推進
- 全ての座席におけるシートベルトとチャイルドシート着用を徹底させるための指導・広報の強化
- 薄暮帯における前照灯の早期点灯、「トワイライト・オン運動」の推進
- 自主的な交通安全活動と各種行事への積極的な参加
- 職員への周知徹底と飲酒運転根絶、自転車安全利用等の広報・啓発活動の推進
- 鉄道架道橋での空頭支障事故・踏切事故の防止及びキャンペーン等の実施